

障害福祉サービス 利用の手引き

～障害者総合支援法・児童福祉法によるサービス～

綾 瀬 市



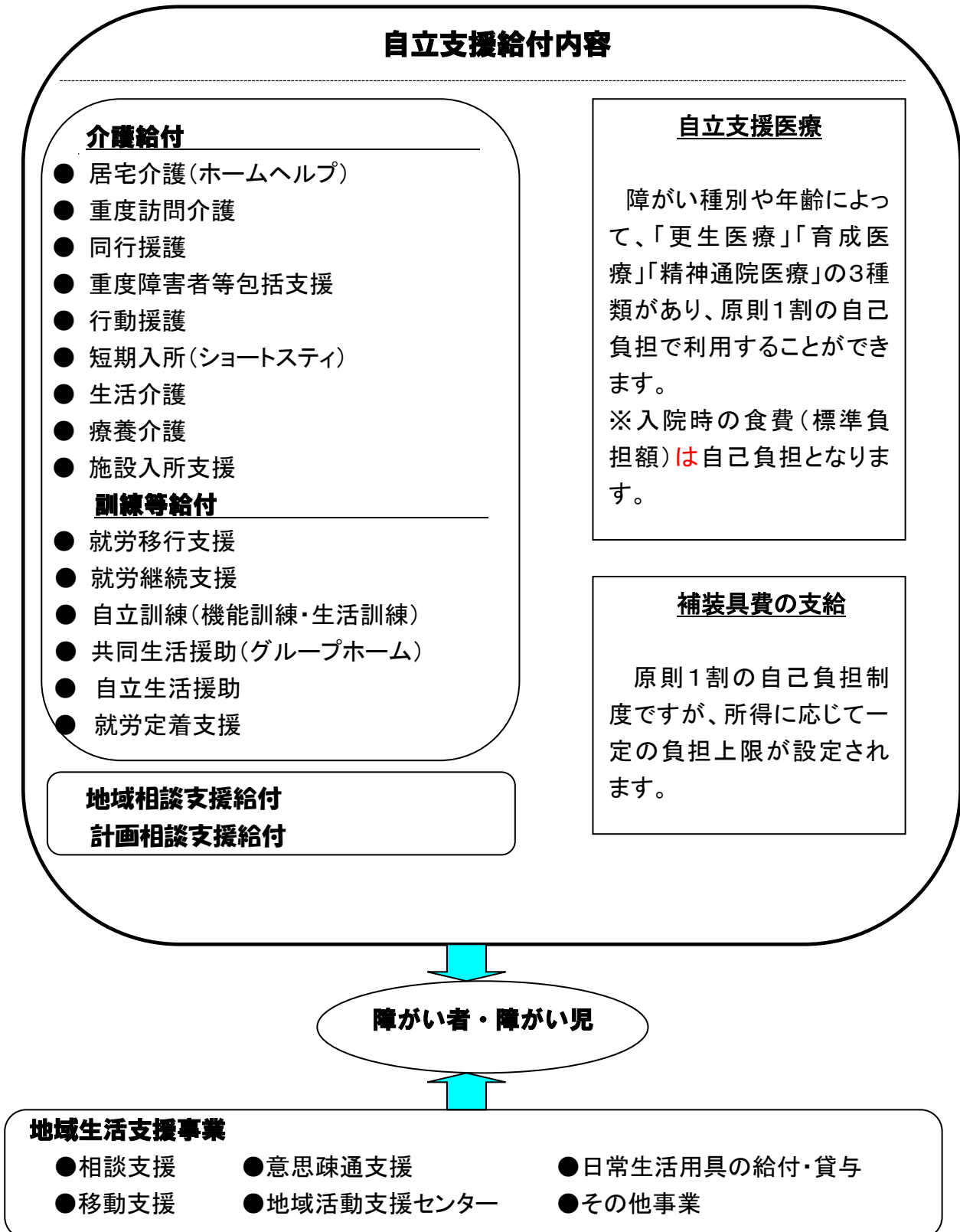
目 次

1	障害者総合支援法とは	1
2	障害福祉サービスの利用のしかた	2
3	利用できる障害福祉サービス	
	(1) 訪問系サービス	3
	(2) 日中活動系サービス	4
	(3) 居宅系サービス	6
	(4) 地域相談支援	7
4	障害福祉サービスを利用したときの費用	8
5	補装具費の支給	8
6	自立支援医療制度	9
7	自立支援医療制度を利用したときの費用	10
8	地域生活支援事業	11
9	障害児通所支援サービス	15

1 障害者総合支援法とは・・・

障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)は、障がいのある人が住みなれた地域で安心して自立した生活が送れるように障害福祉サービス等で支援していく仕組みです。

障害者総合支援法によるサービス内容は、自立支援給付によるサービスと、市が実施する地域生活支援事業によるサービスで障がい者の自立生活を支える仕組みとなっています。



2 障害福祉サービスの利用のしかた

障害福祉サービスを利用するためには、事前に申請手続きが必要になります。市役所障がい福祉課の窓口で御相談ください。

相談からサービス開始までの手順は次のとおりとなります。

1 相談・申請

障害福祉サービスが必要な場合は、障がい福祉課の窓口で事前に相談し、申請します。

2 調査

障害福祉サービスの申請があった場合、調査員が障がい者又は障がい児の保護者と面接して、心身の状況や生活環境などについての調査を行います。

3 審査・判定

調査の結果及び医師の診断結果をもとに、市で設置している認定審査会で、審査・判定が行われ、どのくらいサービスが必要な状況か(障害支援区分)が決められます。
(障がい児及び訓練等給付のみの利用の場合は区分を決めません。)

4 サービス等利用計画案の作成依頼

申請時に市からサービス等利用計画案の提出を求められた方は、特定相談支援事業者と契約し、サービス等利用計画案を作成してもらい、障がい福祉課の窓口に出します。

5 サービスの支給量の決定・受給者証の交付

サービス等利用計画案や障害支援区分、生活環境、申請者の要望等をもとにサービスの支給量などが決定され、「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。

※ 受給者証には、障害支援区分、サービスの内容、支給量などサービスの利用に関する大切な情報が記載されていますので大切にしてください。

※ 決定内容に満足できないときは、都道府県に審査請求することができます。

6 サービス等利用計画の作成とサービスの利用

特定相談支援事業者にサービス等利用計画を作成してもらい、希望するサービス提供事業者と利用の契約をした上で、サービスを受けることができます。

3 利用できる障害福祉サービス

障害福祉サービスとしては、日常生活に必要な支援を受けられる「**介護給付**」と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「**訓練等給付**」があり、それぞれ家庭などで利用できる「**訪問系サービス**」、入所施設などで昼間に利用できる「**日中活動系サービス**」、施設に入所して利用できる「**居住系サービス**」があります。それぞれのサービス内容と利用できる対象については、表のとおりです。

(1) 訪問系サービス **介護給付** **訓練等給付**

サービス内容	対 象
居宅介護(ホームヘルプ) 入浴や排せつ、食事の介護等自宅での生活全般にわたる介護を行います。 身体介護中心、家事援助中心、乗降介助があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害支援区分 1 以上の障がい者 ・ 調査項目 5 領域 1 1 項目のうち「ある」、「ときどきある」、「全介助」、「一部介助」が少なくとも 1 つ以上ある障がい児(障害支援区分はなし。)
重度訪問介護 重度の肢体不自由がある人や、重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難のある人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害支援区分 4 以上の障がい者で、下記のア) 又はイ) に該当する障がい者 <ul style="list-style-type: none"> ア) 次の (一) 及び (二) のいずれにも該当する障がい者 <ul style="list-style-type: none"> (一) 二肢以上に麻痺があること (二) 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれにも「支援が不要」以外と認定されていること イ) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等 (1 2 項目) の合計点が 1 0 点以上であるもの ・ 日常生活面 (移動の介護も含む) で常時身体的介護が必要である旨、児童相談所が判断した障がい児
同行援護 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動の援護その他の当該障がい者等が外出する際の必要な援助を行います。	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者等であって、次に該当する者。 同行援護アセスメント調査票による調査項目中「視覚障害」「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが 1 点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が 1 点以上の者。 ※区分 3 以上支援加算を決定することが不要と見込まれる場合、障害支援区分の認定は行わない。

<p>行動援護</p> <p>知的障がい又は精神障がいにより行動が困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害支援区分3以上であって、調査項目のうち、行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上ある障がい者 ・行動援護調査項目12項目等の合計点数が10点以上ある障がい児（障害支援区分はなし。）
<p>重度障害者等包括支援</p> <p>重度訪問介護の対象者であって、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある障がい者や、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等、介護の必要性がとても高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害支援区分6で、意思の疎通に著しい困難を伴う障がい者で、 ア) 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者 イ) 調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上ある者 ・上記要件に準じる概ね15歳以上の障がい児（障害支援区分はなし。）
<p>短期入所(ショートステイ)</p> <p>介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴や排せつ、食事の介護等が受けられます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害支援区分1以上の障がい者 ・支援を必要とする障がい児（障害支援区分はなし。）
<p>就労定着支援</p> <p>就労移行支援等を経て、一般就労に移行した障がい者に対し、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定期間行います。</p>	<p>生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障害者（新たに通常の事業所に雇用されてから6か月以上経過し、3年6か月を経過していない者）</p>
<p>自立生活援助</p> <p>地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応を行います。</p>	<p>次の①～③のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障がい者等で、理解力や生活力等に不安がある者 ② 現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者 ③ 障害、疾病等の家族と同居しており（障がい者同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者

(2)日中活動系サービス

サービス内容	対 象
<p>生活介護</p> <p>おもに日中に障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作活動及び生産活動などのサービスを行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護などの支援が必要な障がい者 ア) 障害支援区分3（施設に入所する場合は4）以上の者 イ) 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分2（施設に入所する場合は区分3）以上の者 ウ) 障害者支援施設に入所する者で、障害支援区分4（50歳以上の場合は区分3）よ

	り低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市が利用の組み合わせの必要性を認めた者
療養介護 病院等の施設において医療を受けながら、おもに日中機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助等を行います。	ア) 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っているものであって障害支援区分6の者 イ) 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分5以上の者
自立訓練(機能訓練・生活訓練) (機能訓練) 障がい者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせて当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。	・地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者 ア) 入所施設・病院を退所・退院した者であって地域生活等を図るうえで、身体的なりハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な者 イ) 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営むうえで身体機能の維持・回復等の支援が必要な者
(生活訓練) 障がい者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせて当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。	・地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者 ア) 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図るうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 イ) 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状等が安定している者であって、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上等の支援が必要な者
就労移行支援 一般就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習等を、一定期間の支援計画に基づき行います。	65歳未満の者で ア) 企業への就労を希望する者 イ) 技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する者
就労継続支援(雇用型・非雇用型) 一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。	雇用型(就労継続支援A型) ・就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な者(利用開始時、65歳未満の者) ア) 就労移行支援事業を利用したが、企業等

	<p>の雇用に結びつかなかった者</p> <p>イ) 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者</p> <p>ウ) 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係にない者</p> <p>非雇用型（就労継続支援B型）</p> <p>・就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者であって、就労に機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者</p> <p>ア) 企業等や就労継続支援事業（雇用型）での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難になった者</p> <p>イ) 就労移行支援事業を利用したが、企業等又は就労継続事業（雇用型）の雇用に結びつかなかった者</p> <p>ウ) ア)、イ) に該当しないもので、50歳に達している者、又は試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業（雇用型）の利用が困難と判断された者</p> <p>エ) 障害者支援施設に入所する者は、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市が利用の組み合わせの必要性を認めた者</p>
--	---

(3) 居宅系サービス

サービス内容	対 象
<p>共同生活援助(グループホーム)</p> <p>地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者について、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。</p>	<p>身体障がい者（65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス又はこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）、知的障がい者及び精神障がい者</p>
<p>施設入所支援</p> <p>介護が必要な人や通所が困難な人で、自立訓練又は就労移行支援のサービスを利用している人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。</p> <p>※18歳未満の人は児童福祉法に基づく入所給付の対象となります。</p>	<p>・身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者</p> <p>ア) 生活介護利用者については、障害支援区分4以上の者。ただし、50歳以上のものにあっては区分3以上。</p> <p>イ) 自立訓練、就労移行支援利用者については、地域社会資源の状況により通所が困難であるなど、特に必要と認められる場合に限り利用が可能。</p> <p>ウ) 生活介護利用者で障害支援区分4（50歳以上の場合は区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービ</p>

	<p>ス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市が利用の組み合わせの必要性を認めた者</p> <p>エ) 就労継続支援B型利用者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市が利用の組み合わせの必要性を認めた者</p>
--	--

※ 入所施設のサービスを利用する人は、「日中活動系サービス」と「居住系サービス」を組み合わせ利用することができます。

(4)地域相談支援

<p>地域移行支援</p> <p>障害者支援施設や精神科病院に入所や入院をしている方に対し、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。</p>	<p>次の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者</p> <p>ア) 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障がい者（児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障がい者みなしの者も対象）</p> <p>イ) 精神科病院に入院している精神障がい者（直近の入院期間が1年以上の者を主たる対象とするが、1年未満の者であっても、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者については対象とする）</p>
<p>地域定着支援</p> <p>居宅で一人暮らしをしている方等に対し、夜間も含む緊急時における連絡や相談等の支援を行います。</p>	<p>次の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者</p> <p>ア) 居宅において単身で生活する障がい者</p> <p>イ) 居宅において家族等と同居している障がい者のうち、同居している家族等が障がい、疾病等のため、障がい者に対し、同居している家族等による緊急時等の支援が見込まれない状況にある障がい者（障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む）</p>

4 障害福祉サービスを利用したときの費用

障害福祉サービスを利用したら、費用の1割（定率負担）を支払いますが、負担が重くなりすぎないように、所得に応じて次の4区分の月額負担上限額が設定されています。

● 障がい者の利用者負担の上限額

区 分	対象となる人	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯の人	0円
低所得	市民税非課税世帯の人	0円
一般1	市民税課税世帯の人（所得割16万円(注)未満） ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホームに居住する者並びに宿泊型自立訓練、精神障害者退院支援施設利用型生活訓練及び精神障害者退院支援施設利用型就労移行支援を受けている者を除く。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

※世帯は18歳以上の障がい者は、本人と配偶者です。

※当該世帯の1ヵ月あたりの利用者負担額の合計が基準額以上になったときは、申請により超過した金額を支給します。

● 障がい児の利用者負担の上限額

区 分	対象となる人		負担上限月額
生活保護	生活保護世帯の人		0円
低所得	市民税非課税世帯の人		0円
一般1	市民税課税世帯の人（所得割28万円(注)未満）	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

※世帯は、保護者の属する住民基本台帳での世帯です。

※当該世帯の1ヵ月あたりの利用者負担額の合計が基準額以上になったときは、申請により超過した金額を支給します。

5 補装具費の支給

事前の申請により必要と認められると、補装具の購入、修理、借受に係る費用が支給されます。

利用者負担は原則として1割です。（所得に応じて一定の負担上限があります。）

ただし、市民税の所得割額が46万円を超える方が属する世帯の方は対象外です。

【対象となる補装具】

**義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車椅子
電動車椅子 歩行器、歩行補助つえ、座位保持椅子、起立保持具、排便補助具、
頭部保持具、重度障害者用意志伝達装置**

※当該世帯の1ヵ月あたりの利用者負担額の合計が基準額以上になったときは、申請により超過した金額を支給します。

6 自立支援医療制度

自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度であり、障がい種別や年齢によって、3種類に分かれています。

- ・更生医療：身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳以上）
- ・育成医療：身体に障がいを有する児童で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳未満）
- ・精神通院医療：精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者

	更生医療	育成医療	精神通院医療
対象疾患	(1) 視覚障害 (2) 聴覚障害 (3) 音声・言語・そしゃく機能障害 (4) 肢体不自由 (5) 腎臓機能障害 (6) 心臓機能障害 (7) 小腸機能障害 (8) 肝臓機能障害 (9) 免疫機能障害	(1) 視覚障害 (2) 聴覚・平衡・機能障害 (3) 音声・言語・そしゃく機能障害 (4) 肢体不自由 (5) 腎臓機能障害 (6) 心臓機能障害 (7) 肝臓機能障害 (8) その他の先天性内臓障害 (9) 先天性中枢神経系疾患 (10) 先天性皮膚疾患	(1) 統合失調症 (2) 躁うつ病 (3) うつ病 (4) てんかん (5) 器質性精神障害 (6) 精神作用物質による精神及び行動の障害 (7) その他
対象内容	手術の他に理学療法、薬物療法、補装具療法、訪問看護、施設などが含まれます。	手術の他に理学療法、薬物療法、補装具療法、訪問看護、施設などが含まれます。	通院医療費・訪問看護・デイケアなどが含まれます。
年齢制限・その他の要件	(1) 身体障害者手帳の交付を受けていること (2) 満18歳以上の者	(1) 18歳未満	年齢制限なし
提出書類	(1) 自立支援医療支給認定申請書 (2) 意見書 (3) 健康保険証の写し (4) ※市民税課税証明書 (5) マイナンバーカード	(1) 自立支援医療支給認定申請書 (2) 意見書 (3) 健康保険証の写し (4) ※市民税課税証明書 (5) マイナンバーカード	(1) 自立支援医療支給認定申請書 (2) 診断書 (3) 健康保険証の写し (4) ※市民税課税証明書 (5) マイナンバーカード
申請窓口	市役所障がい福祉課		

※市民税課税証明書については、同意書を提出していただき、確認することができる方は不要です。

7 自立支援医療費制度を利用したときの費用

自立支援医療制度は、原則として医療費の**1割**をご負担いただく制度です。（これを定率負担といいます。）

ただし、利用者負担額には、世帯の所得の状況等に応じて、軽減措置として、1か月の負担上限額が定められています。

自立支援医療の対象者と自己負担額

生活保護	市民税非課税		市民税（所得割）の合計額		
	本人の収入80万以下の場合（非課税1）	本人の収入80万超の場合（非課税2）	3万3千円未満	3万3千円以上23万5千円未満	23万5千円以上
負担額 0円	負担上限月額 2,500円	負担上限月額 5,000円	重度かつ継続非該当（※育成医療は下記の額）		
			医療保険の高額療養費の額		公費負担対象外
			重度かつ継続該当		
			負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円	負担上限月額 20,000円

※ 自立支援制度における「世帯」とは、医療保険単位で認定するため、住民票とは異なり、同一保険証に加入している方を指しています。

※ 「重度かつ継続」の範囲は、更生・育成医療は、腎臓機能、小腸、免疫、心臓（抗免疫療法のみ）、肝臓（抗免疫療法のみ）、精神通院医療は、統合失調症、うつ病、てんかん等

8 地域生活支援事業

市町村が、総合支援法に基づき、市の状況に応じて「**地域生活支援事業**」として、実施しています。それぞれのサービス内容と利用できる対象については、表のとおりです。

サービス内容	対 象
<p>相談支援事業 障害福祉サービスの利用調整や地域生活に関する相談に障がい児者相談支援センター(0467-77-1118)で応じます。(利用者負担なし)</p> <p>総合相談 実施日時 毎週月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 8時30分～12時15分、13時～17時</p> <p>専門相談 実施日時 毎週月曜日～金曜日:10時～15時 実施日により、専門相談員が異なります。詳しくは、障がい児者相談支援センターへお問い合わせください。</p>	<p>身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい児・者、発達障がい児・者及びその家族等</p>
<p>意思疎通支援事業 (手話通訳者派遣) 聴覚障がい者に対し、次の場合に手話通訳者を派遣します。(利用者負担なし)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 公的機関等に行く場合 ② 医療機関に行く場合 ③ 公的機関等の主催又は後援する講習会、研修会及び会議に出席する場合 ④ その他日常生活上又は社会生活参加上において、通訳者の派遣が適当と認められる場合 <hr/> <p>(手話通訳者設置) 障がい福祉課窓口到手話通訳者を配置し、市役所での相談や手続きの通訳を実施します。(利用者負担なし)</p> <p>実施日時 毎週月曜日～金曜日 8時30分～12時15分、13時～17時 (祝日・年末年始を除く)</p>	<p>聴覚障害で身体障害者手帳の交付を受けた者</p>
<p>(要約筆記者派遣) 聴覚障害、音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害で要約筆記が必要な方に対し、次の場合に要約筆記者を派遣します。(利用者負担なし)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 公的機関等に行く場合 ② 医療機関に行く場合 ③ 公的機関等の主催又は後援する講習会、研修会及び会議に出席する場合 ④ その他日常生活上又は社会生活参加上において、筆記者の派遣が適当と認められる場合 	<p>聴覚障害、音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害で身体障害者手帳の交付を受けた者</p>

<p>日常生活用具給付事業</p> <p>日常生活上の便宜を図るための用具を一定の基準により給付します。</p> <p>利用者負担は原則として1割です。(所得に応じて一定の負担上限があります。)ただし、市民税の所得割額が46万円を超える方が属する世帯の方は対象外です。</p>	<p>身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい児・者</p>
<p>移動支援事業</p> <p>(個別支援型)</p> <p>屋外での移動が困難な障がい者に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行います。</p> <p>(利用者負担は、原則1割負担。ただし、非課税世帯については負担なし。)</p>	<p>① 身体障害者手帳1、2級の交付を受けた視覚障がい児・者及び全身性障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい児・者</p> <p>② ①の対象にならない3級以上の身体障がい児・者</p>
<p>(車両移送型)</p> <p>障がいが高く、車椅子等を使用しなければ歩行が著しく困難な身体障がい者が車椅子を使用したままで乗車できる自動車(ハンディキャブ)による移動の支援を行います。(利用者負担なし)</p> <p>利用できるのは次の場合で、1か月2回の利用が限度となります。(利用の3日前までに綾瀬市社会福祉協議会に申し込んでください。先着順となります。)</p> <p>① 医療機関にかかる場合</p> <p>② 障がい者本人が所属する福祉団体等が主催する事業等に参加する場合</p> <p>③ 福祉施設を入退所する場合</p> <p>④ 公共機関へ出向く場合</p> <p>問い合わせ先 綾瀬市社会福祉協議会 Tel77-8166 FAX79-1812</p>	<p>障がいが高く、車椅子等を使用しなければ歩行が著しく困難な身体障がい者</p>
<p>(協定型)</p> <p>在宅で移動が困難な障がい者の施設通所について、保護者等が疾病、冠婚葬祭等による理由で送迎が困難な場合に市と協定を結んだタクシー事業者を利用して移動の支援を行います。</p> <p>(利用者負担は、原則1割負担。ただし、非課税世帯については負担なし。)</p>	<p>次の各号のいずれにも該当する者</p> <p>① 市内に住所を有する障がい者であって、市外の通所施設を利用するために保護者等の送迎が必要なもの</p> <p>② 身体障害者手帳1級又は2級及び療育手帳A1を所持し、常に介護が必要で車いすを使用しなければ移動することができない者</p> <p>③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)における障害福祉サービスのうち生活介護を利用する者</p> <p>④ 通所施設が実施する送迎の範囲外である者</p>

<p>地域活動支援センター機能強化事業</p> <p>創作活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流の促進を図りながら障がい者の地域生活支援の促進を行います。(利用者負担なし)</p>	<p>次のいずれかの制度を受けている精神障がい者</p> <p>① 精神障害者保健福祉手帳を所持する者</p> <p>② 精神障がいを事由とする年金又は特別障害給付金を現に受けている者</p> <p>③ 自立支援医療受給者証を所持する者</p>
<p>福祉ホーム事業</p> <p>現に住居を求めている障がい者につき、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活の支援を行います。</p>	<p>家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な精神障がい者で次のいずれかの制度を受けている者</p> <p>① 精神障害者保健福祉手帳を所持する者</p> <p>② 精神障がいを事由とする年金又は特別障害給付金を現に受けている者</p> <p>③ 自立支援医療受給者証を所持する者</p>
<p>訪問入浴サービス事業</p> <p>家庭において入浴が困難な重度障がい者に対して、入浴サービスを行います。(利用者負担は、原則1割負担。ただし、非課税世帯については負担なし。)</p>	<p>医師が入浴可能と認めた身体障害者手帳1、2級の交付を受けた者のうち家庭において入浴が困難な者</p>
<p>社会参加促進事業</p> <p>障がい者の社会参加を促進することを目的とした事業を行います。</p> <p>(点字・声の広報等発行事業)</p> <p>文字による情報入手が困難な障がい者のために、「広報あやせ」等を定期的に点訳、音訳を行い、地域生活をするうえで必要度の高い情報を提供します。(利用者負担なし)</p>	<p>(点字)</p> <p>視覚障害で身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>(声の広報)</p> <p>視覚障害で身体障害者手帳の交付を受けた者</p>

<p>（手話研修事業） 手話を始めたばかりの方を対象とする「手話入門講座」と、手話通訳者の資格取得を目指す「手話通訳者養成講座」を開講しています。（受講者負担なし。開講時期はお問い合わせください。）</p> <p>（要約筆記研修事業） 中途失聴・難聴者の耳代わりとなる「要約筆記」について初めて学ぶ方向けの「要約筆記者養成講座」を開講します。（受講者負担なし。開講時期はお問い合わせください。）</p>	<p>手話を通じて聴覚障がい者の意思疎通支援をしたい方</p> <p>要約筆記者の資格取得に興味のある方</p>
<p>日中一時支援事業 障がい者の家族等の就労支援や放課後支援、日常介護している家族の一時的な負担軽減を図るための支援を行います。 （利用者負担は、原則1割負担。ただし、非課税世帯については負担なし。）</p>	<p>日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な身体障がい児・者、知的障がい児・者及び精神障がい児・者等</p>
<p>成年後見事業 （成年後見制度の審判請求） 判断能力が不十分な知的障がい者、精神障がい者の利益を守るため、市長が後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）の審判を家庭裁判所に請求をします。 （所得、預貯金の金額により、自己負担が発生する場合があります。）</p> <p>（成年後見制度利用支援事業） 後見人申立てを市長が行った者のうち、生活保護、低所得（預貯金の合計が150万円以下）のため後見人等の報酬が払えない者に後見人等報酬（全部又は一部）を助成します。</p>	<p>次の各号のいずれにも該当する者 （成年後見制度の審判請求）</p> <p>① 65歳未満の知的障がい及び精神障がいなどにより判断能力が不十分な者</p> <p>② 審判請求を行う親族等がない者</p> <p>（報酬助成事業）</p> <p>① 成年後見制度の審判請求を市長が行った者</p> <p>② 生活保護、低所得（預貯金の合計が150万円以下）のため、後見人報酬を支払う事ができず、支払わないと成年後見制度を利用する事ができないと市長が認めた者</p>

9 障害児通所支援サービス

障害児通所支援サービスとは、児童福祉法に規定された障がい児を対象としたサービスのうち、自宅から通いながら日常生活や集団生活を行う上での指導や訓練、その他必要な支援を受けることのできるもので、市が実施主体となっています。

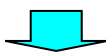
(1) 利用のしかた

障害児通所支援サービスを利用するためには、事前に申請手続きが必要になります。市役所障がい福祉課の窓口にて御相談ください。

相談からサービス開始までの手順は次のとおりとなります。

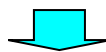
1 相談・申請

障害福祉サービスが必要な場合は、障がい福祉課の窓口で事前に相談し、申請します。



2 障害児支援利用計画案の作成依頼

申請時に市から障害児支援利用計画案の提出を求められた方は、特定相談支援事業者と契約し、障害児支援利用計画案を作成してもらい、障がい福祉課の窓口にて提出します。

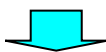


3 サービスの支給量の決定・受給者証の交付

障害児支援利用計画案や生活環境、申請者の要望等をもとにサービスの支給量などが決定され、「障害児通所支援サービス受給者証」が交付されます。

※ 受給者証には、サービスの内容、支給量などサービスの利用に関する大切な情報が記載されていますので大切にしてください。

※ 決定内容に満足できないときは、都道府県に審査請求することができます。



4 障害児支援利用計画の作成とサービスの利用

特定相談支援事業者にて障害児支援利用計画を作成してもらい、希望するサービス提供事業者と利用の契約をした上で、サービスを受けることができます。

(2) 利用できる障害児通所支援サービス

障害児通所支援サービスとしては、次の5つの種類があります。

サービス内容	対 象
<p>児童発達支援</p> <p>日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。</p>	<p>療育の観点から、個別療育、集団療育を行う必要が認められる就学前児童で、次のいずれかに該当する児童</p> <p>①市町村等が行う乳幼児健診や、臨床心理士等の面談などで療育の必要性が認められた児童</p> <p>②保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童</p> <p>③児童相談所等で療育の必要性が認められた児童</p>
<p>医療型児童発達支援</p> <p>上記の通常の児童発達支援の内容に加え、必要な医療行為を行います。</p>	<p>肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児</p>
<p>放課後等デイサービス</p> <p>生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。</p>	<p>学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児</p> <p>※18歳以上であっても引き続き放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認められたときは、20歳に達するまで利用することができます</p>
<p>居宅訪問型児童発達支援</p> <p>居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。</p>	<p>重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児。なお、重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態とは、次に掲げる状態とする。</p> <p>①人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合</p> <p>②重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合</p>
<p>保育所等訪問支援</p> <p>障がい児以外の児童との集団生活への適用のための専門的な支援その他必要な支援を行います。</p>	<p>保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定子ども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児</p>

(3) 障害児通所支援サービスを利用したときの費用

障害児通所支援サービスを利用したら、費用の1割（定率負担）を支払いますが、負担が重くなりすぎないように、所得に応じて次の4区分の月額負担上限額が設定されています。

● 障がい児の利用者負担の上限額

区 分	対象となる人	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯の人	0円・自己負担なし
低所得	市民税非課税世帯の人	0円・自己負担なし
一般1	市民税課税世帯の人（所得割28万円(注)未満）	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

※世帯は、保護者の属する住民基本台帳での世帯です。

※当該世帯の1ヵ月あたりの利用者負担額の合計が基準額以上になったときは、申請により超過した金額を支給します。

障害福祉サービス利用の手引き

～障害者総合支援法・児童福祉法によるサービス～

発行日 令和4年4月1日

発行課 綾瀬市福祉部障がい福祉課

〒252-1192

綾瀬市早川550番地

電話 0467-70-5623

FAX 0467-70-5702